

## ⑤ 乳幼児加算の評価の見直し

### 第1 基本的な考え方

乳幼児に対する訪問看護について、状態に応じた質の高い訪問看護が提供されるよう、乳幼児加算の評価を見直す。

### 第2 具体的な内容

訪問看護基本療養費の乳幼児加算について、超重症児など別に厚生労働大臣が定める者以外の評価を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【乳幼児加算（訪問看護基本療養費）】 [算定要件] 注11 1及び2（いずれもハを除く。）については、6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合には、乳幼児加算として、1日につき●●円（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合にあっては、1,800円）を所定額に加算する。</p> <p>※ <u>在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料についても同様。</u></p>	<p>【乳幼児加算（訪問看護基本療養費）】 [算定要件] 注11 1及び2（いずれもハを除く。）については、6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合には、乳幼児加算として、1日につき1,300円（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合にあっては、1,800円）を所定額に加算する。</p>